

＜事務事業評価表＞

平成26年度

一般障害者自立支援事業

評価表

No. 8

[単位：千円、人]

1 事務事業の位置付け (Plan)							
所管部課名	市民福祉部 障害・社会福祉課			担当者	後藤 里美		
根拠法令等	薩摩川内市市民福祉部関係補助金交付要綱等			マニフェスト関連	□		
事業の種類	□ ソフト事業		□ 建設・整備事業		□ 施設管理		
事業の種類	□ 特定事業		■ 義務的事業		■ 内部管理		
政策	健康で共に支え合うまちづくり		施策	障害者（児）福祉の推進			
			小施策	障害者（児）福祉の充実			
予算科目等	会計	一般会計					
	款	民生費	項	社会福祉費	目	身体障害者等福祉費	
	事項	一般障害者自立支援事業費		細事項	一般障害者自立支援事業費		
2 事務事業の実施 (Do)							
事業の内容	概要	障害者団体への運営補助金・負担金の交付、県事業の進達及び障害福祉グループの内部管理。					
	対象（誰を、何を対象とする事業か）	障害者、障害者支援事業従事者					
	意図（どのような状態にしたいのか）	障害福祉制度の理解・活用の推進及び障害者団体の自主活動の活性化。					
	手段（市がどのような活動をするか）	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者団体への運営補助金の交付 ・障害福祉制度の説明資料「障害福祉のしおり」発行 ・県が実施主体である「心身障害者扶養共済制度」及び「特別児童扶養手当」進達等事務 					
	事業期間	■ 単年度繰返 □ 期間限定複数年度（⇒		年度～	年度）		
	活動指標	指標名		目標値	目標年度		
	成果指標	障害者団体への説明		1回	平成31年度		
経費及び指標の推移	項目	平成24年度 決算額	平成25年度 決算額	平成26年度 予算額	平成27年度 見込額	平成28年度 見込額	
	事業費	5,323	4,879	4,132	3,852	3,652	
	障害者団体研修会等	80	68	26	26	26	
	職員旅費	179	109	203	200	200	
	課内事務用品費	150	285	247	250	250	
	印刷製本費	665	515	599	530	530	
	通信運搬費	46	41	41	41	41	
	障害者計画策定委託等	795	882	76	0	0	
	各種大会バス借上料	124	92	216	160	160	
	心身障害者扶養共済制度負担金	1,538	1,249	1,179	1,100	1,100	
	北薩地区身体障害者協会連合会負担金	267	259	259	259	259	
	補助金	1,479	1,379	1,286	1,286	1,086	
	つくし園保護者会	135	135	100	100	50	
	視力障害者協会	108	108	100	100	100	
	手をつなぐ育成会	600	600	600	600	500	
	身体障害者福祉協議会	500	400	350	400	300	
	精神障害者福祉促進の会	100	100	100	100	100	
	川薩地区ろうあ協会	36	36	36	36	36	
	財源内訳	国・県支出金	324	322	290	320	320
	財源内訳	その他	1,321	1,113	1,048	1,000	1,000
	財源内訳	一般財源	3,679	3,444	2,794	2,532	2,332
	要員配置状況	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50	
	職員	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50	
嘱託員							
臨時職員等							
活動指標の推移	1回	1回	1回	1回	1回		
成果指標の推移	0	△7%	△13%	△13%	△27%		
特筆すべき事項等							

＜事務事業評価表＞

3 事務事業の視点別評価 (Check)	
妥当性	対象・手段の妥当性 <input checked="" type="checkbox"/> 妥当である <input type="checkbox"/> 改善の余地はある <input type="checkbox"/> 妥当ではない (上記選択の理由) 障害者の自主活動の支援を行うため、団体への補助金交付等を行っているものであり、妥当であると考える。
	市が関与すべき妥当性 <input checked="" type="checkbox"/> 市が関与すべき <input type="checkbox"/> 民間でも可能 <input type="checkbox"/> 民間で実施すべき (上記選択の理由) 主な事業内容が、補助金交付、内部管理事務、県事業の進達事務等であるため、市が関与すべきと判断される。
効率性	事業費の削減余地 <input checked="" type="checkbox"/> 削減の余地がある <input type="checkbox"/> 削減の余地はない (上記選択の理由) 事業費の主なものが助成金であるため、団体の運営内容を見直すことにより、実態に即した補助金の交付を行うことができる。
	要員配置の削減余地 <input type="checkbox"/> 削減の余地がある <input checked="" type="checkbox"/> 削減の余地はない (上記選択の理由) 補助金交付(申請案内、受理・審査、支払務、精算)事務以外は、内部管理と県事業の進達事務であり、いずれも必要最低限の人員体制で行っていることから削減余地はない。
有効性	成果の達成度 <input checked="" type="checkbox"/> 達成度はかなり高い <input type="checkbox"/> 達成度はやや高い <input type="checkbox"/> 達成度は低い (上記選択の理由 ※成果指標の過去の動向把握(5段階)結果を含めて選択理由を記入) ●過去の動向把握… <input type="checkbox"/> 大きく改善、 <input type="checkbox"/> 改善、 <input checked="" type="checkbox"/> ほぼ横ばい、 <input type="checkbox"/> 減少、 <input type="checkbox"/> 大きく減少 障害者及びその家族等が主な構成員であり、財政基盤の脆弱な団体が多かったことから経済的な支援を行ってきたが、今後は自立した活動が可能と思われる団体もある。
	成果の向上余地 <input type="checkbox"/> 余地がかなりある <input type="checkbox"/> 余地がある程度ある <input checked="" type="checkbox"/> 余地はほとんどない (上記選択の理由) 内部管理、県事業の進達事務については、評価になじまない。団体運営補助金については、見直しの方向性が示されており、適切な縮減を図りたい。
4 事務事業の改革・改善の方向性 (Action)	
内部評価結果	今後の改革の方向性 <input type="checkbox"/> 現状のまま継続 <input checked="" type="checkbox"/> 見直しの上で継続 ⇒ 今後の方向性： <input type="checkbox"/> 拡大 <input type="checkbox"/> 他の事業と統合 <input type="checkbox"/> 手段の改善 <input type="checkbox"/> 移管 <input checked="" type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 廃止
	上記方向付けの理由 団体運営補助金の見直しを行う。
	改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画 財政運営プログラムに沿った 団体運営補助金の減額(一部廃止)を行う。

外部評価結果	事務事業の視点別評価 妥当性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 効率性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 有効性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い
	今後の改革の方向性 <input type="checkbox"/> 現状のまま継続 <input type="checkbox"/> 見直しの上で継続 ⇒ 今後の方向性： <input type="checkbox"/> 拡大 <input type="checkbox"/> 他の事業と統合 <input type="checkbox"/> 手段の改善 <input type="checkbox"/> 移管 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 廃止 まとめ(補助金等評価を含む。)

■ 一般障害者自立支援事業費 運営補助金年度推移

補助対象者	項目	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6
つくし園保護者会	補助金額	135,000	135,000	135,000	100,000
	自己資金	535,450	438,390	500,222	
	支出額	816,366	641,890	641,582	
	(うち繰越金)	68,471	6,342	26,188	
	補助金/支出額	17%	21%	21%	
視力障害者協会	補助金額	108,000	108,000	108,000	100,000
	自己資金	52,500	52,500	45,000	
	支出額	326,600	320,705	310,816	
	(うち繰越金)	5,947	6,155	8,322	
	補助金/支出額	33%	34%	35%	
手をつなぐ育成会	補助金額	600,000	600,000	600,000	600,000
	自己資金	711,475	628,416	742,899	
	支出額	1,673,180	1,414,299	1,409,202	
	(うち繰越金)	185,830	52,553	70,447	
	補助金/支出額	36%	42%	43%	
身体障害者福祉協議会	補助金額	600,000	500,000	400,000	350,000
	自己資金	351,194	290,000	325,000	
	支出額	954,040	888,142	796,448	
	(うち繰越金)	35	0	2,422	
	補助金/支出額	63%	56%	50%	
精神保健福祉促進の会	補助金額	100,000	100,000	100,000	100,000
	自己資金	223,500	226,500	253,500	
	支出額	577,125	438,728	462,293	
	(うち繰越金)	28,284	22,182	32,443	
	補助金/支出額	17%	23%	22%	
川薩地区ろうあ協会	補助金額	36,000	36,000	36,000	36,000
	自己資金	128,000	127,500	130,400	
	支出額	178,491	174,567	182,311	
	(うち繰越金)	11,051	12,897	1,800	
	補助金/支出額	20%	21%	20%	
補助金額合計		1,579,000	1,479,000	1,379,000	1,286,000

■ 心身障害者扶養共済制度負担金について

鹿児島県が実施する心身障害者扶養共済制度に加入する心身障害者の保護者のうち、掛金の納付が経済的に困難な者に対し、市がその掛金の一部を負担している。

対象者	負担額
生活保護法の被保護世帯	掛金の4.5/10
市民税非課税世帯	掛金の3/10

○ 心身障害者扶養共済制度（鹿児島県）

「親亡き後」に障害者が受け取ることができる任意加入の年金であり、障害者を扶養している保護者が自らの生存中に毎月一定の掛け金を払っておくことで、保護者が死亡した後、または重度障害者になった時に障害のある人に終身一定額の年金が支給される。

所管部課名	市民福祉部 障害・社会福祉課		担当者	中木屋 照人				
事務事業名	一般障害者自立支援事業							
根拠法令	つくし園保護者会運営補助金交付要領							
補助経過年数	6年以上10年以下							
平成26年度 予算額	100 千円	国県支出金	その他	一般財源	その他の内容			
		千円	千円	100 千円				
	指標名			目標値	目標年度			
成果指標①	研修事業の開催数			12回	平成31年度			
成果指標②								
補助対象者	つくし園保護者会							
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ・組織の運営に要する経費(役員報酬、食糧費及び慶弔費を除く。) ・研修事業等に要する経費(食糧費を除く。) 							
補助対象事業・活動の内容	組織の運営及び研修事業等の実施							
	分類	<input type="checkbox"/> 運営補助のみ <input type="checkbox"/> 事業補助のみ <input checked="" type="checkbox"/> 運営補助と事業補助の両方 <input type="checkbox"/> その他						
補助金額又は補助率	補助対象経費の合計額に3分の2を乗じて得た額(千円未満の端数切捨て)以内							
上記項目の積算方法								
補助を 受ける 3カ 年の 事業 (団 体) 等 の 決 算 状 況	収入	項目	平成23年度		平成24年度		平成25年度	
			金額 (円)	割合 (%)	金額 (円)	割合 (%)	金額 (円)	割合 (%)
		自己資金	535,450	65.6%	438,390	68.3%	500,222	78.0%
		会費収入	398,500	48.8%	361,500	56.3%	419,000	65.3%
		事業収入	136,950	16.8%	61,890	9.6%	81,222	12.7%
		寄付金・その他助成		0.0%	15,000	2.3%		0.0%
		市補助金	135,000	16.5%	135,000	21.0%	135,000	21.0%
		預金利子	41	0.0%	29	0.0%	18	0.0%
	(前年度繰越金)	145,875	17.9%	68,471	10.7%	6,342	1.0%	
	計	816,366	100.0%	641,890	100.0%	641,582	100.0%	
	支出	事業費	546,858	67.0%	486,395	75.8%	474,167	73.9%
		人件費	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
		その他事務費	136,580	16.7%	106,865	16.6%	62,571	9.8%
		役員手当	24,000	2.9%	24,000	3.7%	24,000	3.7%
		慶弔費	40,457	5.0%	18,288	2.8%	54,656	8.5%
				0.0%		0.0%		0.0%
		(翌年度繰越金)	68,471	8.4%	6,342	1.0%	26,188	4.1%
計	816,366	100.0%	641,890	100.0%	641,582	100.0%		
支出計/前年度支出計				78.6%		100.0%		
自己資金/前年度自己資金				81.9%		114.1%		
翌年度繰越金/市補助金		50.7%		4.7%		19.4%		
交付件数		1件		1件		1件		
成果指標の推移①		12回		11回		11回		
成果指標の推移②								
特記すべき事項等	【今年度改善点】 補助金額を135,000円から100,000円に減額した。							

要件	項目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	B	各種事業を通じて、障害児の保護者が交流することにより、共通の悩みや問題の解決につながるなど児童の健全育成に資するものとなっている。
必要性	次のいずれかに該当するものである。	B	②に該当する。 障害児の保護者が連携して行う活動に対して補助を行うことで、児童の健全育成に資するものとなっている。
	① 特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。		
	② 社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。		
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。(その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。)	B	例年、積極的に各種事業を展開され、参加者も多く児童の健全育成の面で効果を生じている。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	障害児の家族としての立場から、より適切な事業実施が行われている。
	② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。(交付要綱の補助基準)	B	活動内容に照らし、妥当な水準と認められる。
	③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられるなど、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。	A	自己資金により運営を行うことは可能と考えられ、補助金を廃止する見通しを得ている。
	④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。	B	各種事業を通じて、障害児の保護者が交流することにより、共通の悩みや問題の解決につながるなど児童の健全育成に資するものとなっている。
	⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も適当な政策手段であると明確に認められる。	C	活動については、自己資金による運営が可能と判断され、自立して事業を継続できると思われるため、補助金を廃止する。
	⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。	C	他の保護者会等の類似団体に対して、運営補助金の交付は行われていないため、比較して妥当性を欠くと考えられる。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価(一次)結果	≪今後の改革の方向性≫ <input type="checkbox"/> 現状のまま継続 <input type="checkbox"/> 見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 <input type="checkbox"/> 拡大 <input type="checkbox"/> 他の補助金と統合 <input type="checkbox"/> 補助内容の改善 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 移管 <input type="checkbox"/> 休止 <input checked="" type="checkbox"/> 廃止
	≪上記方向の理由≫ 平成28～30年度を縮小・削減時期とし、当補助金の見直しに取り組むとする財政運営プログラム方針に則り、縮小、廃止する。 平成28年度は、補助金額を10万円から5万円に減額し、平成31年度廃止する。
	≪改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画≫ 保護者会において効率的な運用に取り組んでいただく。

所管部課名	市民福祉部 障害・社会福祉課		担当者	中木屋 照人				
事務事業名	一般障害者自立支援事業							
根拠法令	視力障害者運営補助金交付要領							
補助経過年数	16年以上20年以下							
平成26年度 予算額	100 千円	国県支出金	その他	一般財源	その他の内容			
		千円	千円	100 千円				
	指標名			目標値	目標年度			
成果指標①	研修会等の開催数			1回	平成31年度			
成果指標②					平成31年度			
補助対象者	薩摩川内市視力障害者協会							
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ・組織の運営に要する経費(役員報酬、食糧費及び慶弔費を除く。) ・研修事業等に要する経費(食糧費を除く。) 							
補助対象事業・活動の内容	組織の運営及び研修事業等の実施							
	分類	<input type="checkbox"/> 運営補助のみ <input type="checkbox"/> 事業補助のみ <input checked="" type="checkbox"/> 運営補助と事業補助の両方 <input type="checkbox"/> その他						
補助金額又は補助率	補助対象経費の合計額に3分の2を乗じて得た額(千円未満の端数切捨て)以内							
上記項目の積算方法								
補助を 受ける 3カ 年の 事業 (団 体) 等 の 決 算 状 況	収入	自己資金	212,500	65.1%	202,950	63.3%	192,000	61.8%
		会費収入	52,500	16.1%	52,500	16.4%	45,000	14.5%
		事業収入	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
		寄付金・その他助成	160,000	49.0%	150,000	46.8%	147,000	47.3%
		市補助金	108,000	33.1%	108,000	33.7%	108,000	34.7%
		雑収入	2,604	0.8%	4,258	1.3%	4,661	1.5%
		(前年度繰越金)	3,496	1.1%	5,497	1.7%	6,155	2.0%
		計	326,600	100.0%	320,705	100.0%	310,816	100.0%
	支出	事業費	159,300	48.8%	167,665	52.3%	157,374	50.6%
		人件費	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
		その他事務費	72,185	22.1%	64,885	20.2%	60,120	19.3%
		負担金	80,000	24.5%	82,000	25.6%	82,000	26.4%
		慶弔費	9,168	2.8%		0.0%	3,000	1.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
		(翌年度繰越金)	5,947	1.8%	6,155	1.9%	8,322	2.7%
	計	326,600	100.0%	320,705	100.0%	310,816	100.0%	
支出計/前年度支出計				98.2%		96.9%		
自己資金/前年度自己資金				95.5%		94.6%		
翌年度繰越金/市補助金		5.5%		5.7%		7.7%		
交付件数		1件		1件		1件		
成果指標の推移①		1回		1回		1回		
成果指標の推移②								
特記すべき事項等	【今年度改善点】 補助金額を108,000円から100,000円に減額した。							

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	B	視覚障害者に必要な情報の点訳・音訳化のための点訳・音訳サークルとの調整や障害に関する相談、情報提供等、視覚障害者の福祉増進に資する活動を行っている。
必要性	次のいずれかに該当するものである。	B	②に該当する。 協会の行う事業が視覚障害者の福祉増進に資するものであるため、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。
	① 特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。		
有効性	② 社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。	B	点訳・音訳化の調整や障害に関する相談、情報提供等を行い、視覚障害者の福祉増進に効果を生じている。
	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。(その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。)		
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	障害のある当事者としての立場から、より適切な事業実施が行われている。
	② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。(交付要綱の補助基準)	B	活動内容に照らし、妥当な水準と認められる。
	③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられるなど、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。	B	視力に障害のある方の団体であり、積極的に会員増が図られるものではなく、会費収入の増も見込まれないため、継続して補助が必要である。
	④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。	A	市の委託を受け、点訳奉仕員の養成を行っている。
	⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も適当な政策手段であると明確に認められる。	B	財政的な基盤が脆弱なため、活動維持のために適当な手段である。
	⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。	B	補助目的に合致し、妥当なものである。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価 (一次) 結果	≪今後の改革の方向性≫ <input checked="" type="checkbox"/> 現状のまま継続 <input type="checkbox"/> 見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 <input type="checkbox"/> 拡大 <input type="checkbox"/> 他の補助金と統合 <input type="checkbox"/> 補助内容の改善 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 移管 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 廃止
	≪上記方向の理由≫ 平成26年度で補助金を減額しているが、事業内容が視力障害のある方にとって必要なものであるため、今後は現状のまま継続とする。
	≪改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画≫ 効率的な運用に取り組んでいただく。

所管部課名	市民福祉部 障害・社会福祉課		担当者	中木屋 照人				
事務事業名	一般障害者自立支援事業							
根拠法令	手をつなぐ育成会運営補助金交付要領							
補助経過年数	16年以上20年以下							
平成26年度 予算額	600 千円	国県支出金	その他	一般財源	その他の内容			
		千円	千円	600 千円				
	指標名			目標値	目標年度			
成果指標①	研修事業の開催回数			6回	平成31年度			
成果指標②								
補助対象者	手をつなぐ育成会							
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ・組織の運営に要する経費(役員報酬、食糧費及び慶弔費を除く。) ・研修事業等に要する経費(食糧費を除く。) 							
補助対象事業・活動の内容	組織の運営及び研修事業等の実施							
	分類	<input type="checkbox"/> 運営補助のみ <input type="checkbox"/> 事業補助のみ <input checked="" type="checkbox"/> 運営補助と事業補助の両方 <input type="checkbox"/> その他						
補助金額又は補助率	補助対象経費の合計額に3分の2を乗じて得た額(千円未満の端数切捨て)以内							
上記項目の積算方法								
補助を 受ける 3カ 年の 事業 (団 体) 等 の 決 算 状 況	収入	自己資金	711,475	42.5%	628,416	44.4%	742,899	52.7%
		会費収入	263,800	15.8%	212,600	15.0%	321,671	22.8%
		事業収入	247,675	14.8%	215,816	15.3%	221,228	15.7%
		寄付金・その他助成	200,000	12.0%	200,000	14.1%	200,000	14.2%
		市補助金	600,000	35.9%	600,000	42.4%	600,000	42.6%
		雑収入	70,076	4.2%	53	0.0%	14,450	1.0%
		(前年度繰越金)	291,629	17.4%	185,830	13.1%	52,553	3.7%
		計	1,673,180	100.0%	1,414,299	100.0%	1,409,902	100.0%
	支出	事業費	935,295	55.9%	827,679	58.5%	716,076	50.8%
		人件費	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
		その他事務費	94,680	5.7%	152,017	10.7%	263,679	18.7%
		支部補助金	247,675	14.8%	120,000	8.5%	170,000	12.1%
		負担金	209,700	12.5%	262,050	18.5%	189,700	13.5%
				0.0%		0.0%		0.0%
		(翌年度繰越金)	185,830	11.1%	52,553	3.7%	70,447	5.0%
	計	1,673,180	100.0%	1,414,299	100.0%	1,409,902	100.0%	
	支出計/前年度支出計				84.5%		99.7%	
自己資金/前年度自己資金				88.3%		118.2%		
翌年度繰越金/市補助金		31.0%		8.8%		11.7%		
交付件数		1件		1件		1件		
成果指標の推移①		6回		6回		6回		
成果指標の推移②								
特記すべき事項等								

要件	項目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	B	研修会やスポーツ大会への参加、文集の発行等、知的障害者の福祉増進に資する活動を行っている。
必要性	次のいずれかに該当するものである。	B	②に該当する。 育成会の行う事業が知的障害者とその家族の福祉増進に資するものであるため、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。
	① 特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。		
有効性	② 社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。	B	例年、積極的に自主事業を企画・実施し、多くの参加者を得ており、障害者福祉の増進に寄与している。
	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。(その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。)		
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	障害のある当事者とその家族としての立場から、より適切な事業実施が行われている。
	② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。(交付要綱の補助基準)	B	活動内容に照らし、妥当な水準と認められる。
	③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられるなど、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。	A	「愛のひとしづく運動」として物販活動や、バザーへの参加等に取り組んでおり、事業収入が今後増加すれば、半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。
	④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。	B	育成会の行う事業が知的障害者とその家族の福祉増進に資するものとなっている。
	⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も適当な政策手段であると明確に認められる。	B	育成会の行う事業やその運営の支援に補助が妥当な手段と考えるが、事業収入もあり補助金額には縮小の余地がある。
	⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。	B	補助目的に合致し、妥当なものである。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価(一次)結果	≪今後の改革の方向性≫ <input type="checkbox"/> 現状のまま継続 <input checked="" type="checkbox"/> 見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 <input type="checkbox"/> 拡大 <input type="checkbox"/> 他の補助金と統合 <input type="checkbox"/> 補助内容の改善 <input checked="" type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 移管 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 廃止
	≪上記方向の理由≫ 収益を上げる活動を行っており、補助金額には縮小の余地があるが、育成会の運営には継続した支援が必要であるため、見直しの上で継続するが、縮小とした。
	≪改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画≫ 補助金額の縮小に向けての協議を育成会と行っていく。

所管部課名	市民福祉部 障害・社会福祉課		担当者	中木屋 照人				
事務事業名	一般障害者自立支援事業							
根拠法令	身体障害者福祉協議会運営補助金交付要領							
補助経過年数	16年以上20年以下							
平成26年度 予算額	350 千円	国県支出金	その他	一般財源	その他の内容			
		千円	千円	350 千円				
	指標名			目標値	目標年度			
成果指標①	研修会及びスポーツ大会等実施事業の開催数			5回	平成31年度			
成果指標②								
補助対象者	薩摩川内市身体障害者福祉協議会							
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ・組織の運営に要する経費(役員報酬、食糧費及び慶弔費を除く。) ・研修事業等に要する経費(食糧費を除く。) 							
補助対象事業・活動の内容	組織の運営、研修及びスポーツ事業等の実施							
	分類	<input type="checkbox"/> 運営補助のみ <input type="checkbox"/> 事業補助のみ <input checked="" type="checkbox"/> 運営補助と事業補助の両方 <input type="checkbox"/> その他						
補助金額又は補助率	補助対象経費の合計額に3分の2を乗じて得た額(千円未満の端数切捨て)以内							
上記項目の積算方法								
補助を 受ける 3カ 年の 事業 (団 体) 等 の 決 算 状 況	項目	平成23年度		平成24年度		平成25年度		
		金額(円)	割合(%)	金額(円)	割合(%)	金額(円)	割合(%)	
	収入	自己資金	351,194	36.8%	290,000	32.7%	325,000	40.8%
		会費収入	190,000	19.9%	190,000	21.4%	190,000	23.9%
		事業収入	61,194	6.4%		0.0%		0.0%
		寄付金・その他助成	100,000	10.5%	100,000	11.3%	135,000	17.0%
		市補助金	600,000	62.9%	500,000	56.3%	400,000	50.2%
		雑収入	17	0.0%	98,107	11.0%	71,448	9.0%
		(前年度繰越金)	2,829	0.3%	35	0.0%		0.0%
	計	954,040	100.0%	888,142	100.0%	796,448	100.0%	
	支出	事業費	325,305	34.1%	353,790	39.8%	242,836	30.5%
		人件費	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
		その他事務費	11,300	1.2%	79,722	9.0%	46,800	5.9%
		支部助成金	500,000	52.4%	290,000	32.7%	290,000	36.4%
		県負担金	59,400	6.2%	94,630	10.7%	119,390	15.0%
		役員手当	58,000	6.1%	70,000	7.9%	95,000	11.9%
		(翌年度繰越金)	35	0.0%	0	0.0%	2,422	0.3%
計	954,040	100.0%	888,142	100.0%	796,448	100.0%		
支出計/前年度支出計				93.1%		89.7%		
自己資金/前年度自己資金				82.6%		112.1%		
翌年度繰越金/市補助金		0.0%		0.0%		0.6%		
交付件数		1件		1件		1件		
成果指標の推移①		4回		4回		5回		
成果指標の推移②								
特記すべき事項等	【今年度改善点】	24年度、25年度に補助金の特別加算分(甌島組織化)を減額、今年度脱会した川内支部分を減額した。						

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	B	スポーツ大会や芸能発表を含めた福祉大会を開催し、薩摩川内市の身体障害者(児)の福祉増進に資する活動を行っている。
必要性	次のいずれかに該当するものである。	A	②に該当する。 協議会の行う事業が身体障害者(児)の福祉増進に資するものであるため、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。
	① 特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。		
有効性	② 社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。	B	スポーツ大会や芸能発表を含めた福祉大会を開催し、身体障害者の福祉向上と理解促進に取り組んでいる。
	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。(その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。)		
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	障害のある当事者としての立場から、より適切な事業実施が行われている。
	② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。(交付要綱の補助基準)	B	活動内容に照らし、妥当な水準と認められる。
	③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられるなど、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。	B	収益を増やす活動への取組を始めているが、まだ軌道には乗っておらず、当面は継続した補助が必要と考えられる。
	④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。	B	協議会の行う事業が身体障害者(児)の福祉増進に資するものとなっている。
	⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も適当な政策手段であると明確に認められる。	B	協議会の行う事業やその運営の支援に補助が妥当な手段と考えるが、会員の減少や活動が限定的であることを踏まえ、補助金額には縮小の余地がある。
	⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。	B	補助目的に合致し、妥当なものである。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価(一次)結果	≪今後の改革の方向性≫ <input type="checkbox"/> 現状のまま継続 <input checked="" type="checkbox"/> 見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 <input type="checkbox"/> 拡大 <input type="checkbox"/> 他の補助金と統合 <input type="checkbox"/> 補助内容の改善 <input checked="" type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 移管 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 廃止
	≪上記方向の理由≫ 会員の減少や活動内容から、補助金額には縮小の余地があるが、協議会の運営には継続した支援が必要であるため、見直しの上で継続するが、縮小とした。
	≪改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画≫ 川内支部との再組織化及び、会員増の取組について、また、補助金額の縮小について、協議会と協議を行っていく。

所管部課名	市民福祉部 障害・社会福祉課		担当者	中木屋 照人				
事務事業名	一般障害者自立支援事業							
根拠法令	薩摩川内市精神保健福祉促進の会運営補助金交付要領							
補助経過年数	1年以上5年以下							
平成26年度 予算額	100 千円	国県支出金	その他	一般財源	その他の内容			
		千円	千円	100 千円				
	指標名			目標値	目標年度			
成果指標①	研修会及び交流会等実施事業の開催数			8回	平成31年度			
成果指標②								
補助対象者	薩摩川内市精神保健福祉促進の会							
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ・組織の運営に要する経費(役員報酬、食糧費及び慶弔費を除く。) ・研修事業等に要する経費(食糧費を除く。) 							
補助対象事業・活動の内容	組織の運営及び研修事業等の実施							
	分類	<input type="checkbox"/> 運営補助のみ <input type="checkbox"/> 事業補助のみ <input checked="" type="checkbox"/> 運営補助と事業補助の両方 <input type="checkbox"/> その他						
補助金額又は補助率	補助対象経費の合計額に3分の2を乗じて得た額(千円未満の端数切捨て)以内							
上記項目の積算方法								
補助を 受ける 3カ 年の 事業 (団 体) 等 の 決 算 状 況	収入	自己資金	223,500	38.7%	226,500	51.6%	253,500	54.8%
		会費収入	173,500	30.1%	176,500	40.2%	203,500	44.0%
		事業収入		0.0%		0.0%		0.0%
		寄付金・その他助成	50,000	8.7%	50,000	11.4%	50,000	10.8%
		市補助金	100,000	17.3%	100,000	22.8%	100,000	21.6%
		雑収入	216,500	37.5%	83,944	19.1%	86,611	18.7%
		(前年度繰越金)	37,125	6.4%	28,284	6.4%	22,182	4.8%
		計	577,125	100.0%	438,728	100.0%	462,293	100.0%
	支出	事業費	191,155	33.1%	161,633	36.8%	234,757	50.8%
		人件費	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
		その他事務費	88,271	15.3%	188,313	42.9%	124,993	27.0%
		負担金	269,415	46.7%	66,600	15.2%	70,100	15.2%
		慶弔費		0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
		(翌年度繰越金)	28,284	4.9%	22,182	5.1%	32,443	7.0%
	計	577,125	100.0%	438,728	100.0%	462,293	100.0%	
支出計/前年度支出計				76.0%		105.4%		
自己資金/前年度自己資金				101.3%		111.9%		
翌年度繰越金/市補助金		28.3%		22.2%		32.4%		
交付件数		1件		1件		1件		
成果指標の推移①		6回		16回		7回		
成果指標の推移②								
特記すべき事項等								

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	B	会員が様々な活動を共に行うサロン事業や研修会等を実施し、精神障害者の福祉増進に資する活動を行っている。
必要性	次のいずれかに該当するものである。	B	②に該当する。 会の行う事業が精神障害者とその家族の福祉増進に資するものであるため、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。
	① 特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。		
有効性	② 社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。	B	例年、積極的に自主事業を企画・実施し、多くの参加者を得ており、障害者福祉の増進に寄与している。
	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。(その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。)		
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	障害のある当事者とその家族としての立場から、より適切な事業実施が行われている。
	② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。(交付要綱の補助基準)	B	活動内容に照らし、妥当な水準と認められる。
	③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられるなど、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。	B	会員以外に賛助会員からも会費を集めるなど、自己資金獲得の努力をされているが、当面は継続した補助が必要と考えられる。
	④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。	B	協議会の行う事業が精神障害者の福祉増進に資するものとなっている。
	⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も適当な政策手段であると明確に認められる。	B	財政的な基盤が脆弱なため、活動維持のために妥当である。
	⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。	B	補助目的に合致し、妥当なものである。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価 (一次) 結果	≪今後の改革の方向性≫ <input checked="" type="checkbox"/> 現状のまま継続 <input type="checkbox"/> 見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 <input type="checkbox"/> 拡大 <input type="checkbox"/> 他の補助金と統合 <input type="checkbox"/> 補助内容の改善 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 移管 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 廃止
	≪上記方向の理由≫ 会員以外に賛助会員からも会費を集めるなど、自己資金獲得の努力をされているが、平成23年に設立された会で、運営には当面の間補助が必要と考えられるため、現状のまま継続とした。
	≪改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画≫ 効率的な運用に取り組んでいただく。

所管部課名	市民福祉部 障害・社会福祉課		担当者	中木屋 照人				
事務事業名	一般障害者自立支援事業							
根拠法令	川薩地区ろうあ協会運営補助金交付要領							
補助経過年数	16年以上20年以下							
平成26年度 予算額	36千円	国県支出金	その他	一般財源	その他の内容			
		千円	千円	36千円				
	指標名			目標値	目標年度			
成果指標①	研修会等の開催数			5回	平成31年度			
成果指標②								
補助対象者	川薩地区ろうあ協会							
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ・組織の運営に要する経費(役員報酬、食糧費及び慶弔費を除く。) ・研修事業等に要する経費(食糧費を除く。) 							
補助対象事業・活動の内容	組織の運営及び研修事業等の実施							
	分類	<input type="checkbox"/> 運営補助のみ <input type="checkbox"/> 事業補助のみ <input checked="" type="checkbox"/> 運営補助と事業補助の両方 <input type="checkbox"/> その他						
補助金額又は補助率	補助対象経費の合計額に3分の2を乗じて得た額(千円未満の端数切捨て)以内							
上記項目の積算方法								
補助を 受ける 3カ 年の 事業 (団 体) 等 の 決 算 状 況	収入	自己資金	128,000	71.7%	127,500	73.0%	130,400	71.5%
		会費収入	47,500	26.6%	42,500	24.3%	50,400	27.6%
		事業収入	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
		寄付金・その他助成	80,500	45.1%	85,000	48.7%	80,000	43.9%
		市補助金	36,000	20.2%	36,000	20.6%	36,000	19.7%
		雑収入	14	0.0%	16	0.0%	3,014	1.7%
		(前年度繰越金)	14,477	8.1%	11,051	6.3%	12,897	7.1%
		計	178,491	100.0%	174,567	100.0%	182,311	100.0%
	支出	事業費	96,100	53.8%	94,670	54.2%	62,972	34.5%
		人件費	0	0.0%	0	0.0%		0.0%
		その他事務費	20,740	11.6%	22,000	12.6%	65,539	35.9%
		負担金	25,000	14.0%	25,000	14.3%	35,000	19.2%
		役員手当	21,500	12.0%	20,000	11.5%	17,000	9.3%
		慶弔日	4,100	2.3%		0.0%		0.0%
		(翌年度繰越金)	11,051	6.2%	12,897	7.4%	1,800	1.0%
		計	178,491	100.0%	174,567	100.0%	182,311	100.0%
支出計/前年度支出計				97.8%		104.4%		
自己資金/前年度自己資金				99.6%		102.3%		
翌年度繰越金/市補助金		30.7%		35.8%		5.0%		
交付件数		1件		1件		1件		
成果指標の推移①		3回		4回		3回		
成果指標の推移②								
特記すべき事項等								

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	B	手話の普及活動や、研修会、交流会やスポーツ大会等、聴覚障害者の福祉増進に資する活動を行っている。
必要性	次のいずれかに該当するものである。	B	②に該当する。 協会の行う事業が聴覚障害者の福祉増進に資するものであるため、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。
	① 特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。		
有効性	② 社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。	B	手話の普及活動や聴覚障害者同士の交流活動等を行い、視覚障害者の福祉増進に効果を生じている。
	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。(その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。)		
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	障害のある当事者としての立場から、より適切な事業実施が行われている。
	② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。(交付要綱の補助基準)	B	活動内容に照らし、妥当な水準と認められる。
	③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられるなど、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。	B	聴力に障害のある方の団体であり、積極的に会員増が図られるものではなく、会費収入の増も見込まれないため、継続して補助が必要である。
	④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。	A	市の委託を受け、手話通訳者の養成を行っている。
	⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も適当な政策手段であると明確に認められる。	B	財政的な基盤が脆弱なため、活動維持のために適当な手段である。
	⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。	B	補助目的に合致し、妥当なものである。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価(一次)結果	≪今後の改革の方向性≫ <input checked="" type="checkbox"/> 現状のまま継続 <input type="checkbox"/> 見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 <input type="checkbox"/> 拡大 <input type="checkbox"/> 他の補助金と統合 <input type="checkbox"/> 補助内容の改善 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 移管 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 廃止
	≪上記方向の理由≫ 事業内容が視力障害のある方にとって必要なものであるため、現状のまま継続とする。
	≪改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画≫ 効率的な運用に取り組んでいただく。